

## 【国定公園および道立自然公園に関すること】

北海道知事が管理しています。国定公園や道立自然公園が所在する各（総合）振興局（野幌森林公園は北海道博物館）にお問い合わせください。

（平日 8：45～17：30、土日祝祭日は休み）

- ・石狩振興局 環境生活課 自然環境係 ☎011-204-5824 FAX 232-1156  
〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目  
担当区域：暑寒別天売焼尻国定公園（石狩市）
- ・北海道博物館 総務部総括グループ ☎011-898-0456 FAX 898-2657  
〒004-0006 札幌市厚別区厚別町小野幌53-2  
担当区域：道立自然公園野幌森林公園（札幌市、江別市、北広島市）
- ・渡島総合振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0138-47-9439 FAX 47-9205  
〒041-8558 函館市美原4丁目6番16号  
担当区域：大沼国定公園（七飯町、鹿部町、森町）  
恵山道立自然公園（函館市、七飯町、鹿部町）  
松前矢越道立自然公園（松前町、福島町、知内町）  
桧山道立自然公園（八雲町）
- ・檜山振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0139-52-6494 FAX 52-5783  
〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336番地3  
担当区域：桧山道立自然公園（江差町、上ノ国町、乙部町、奥尻町、せたな町）  
狩場茂津多道立自然公園（せたな町）
- ・後志総合振興局 環境生活課 主査(自然環境) ☎0136-23-1354 FAX 22-5835  
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
担当区域：ニセコ積丹小樽海岸国定公園（小樽市、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、余市町）  
狩場茂津多道立自然公園（寿都町、島牧村）
- ・空知総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0126-20-0043 FAX 22-3621  
〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目  
担当区域：暑寒別天売焼尻国定公園（新十津川町、雨竜町、北竜町）  
富良野芦別道立自然公園（夕張市、芦別市、三笠市）
- ・上川総合振興局 環境生活課 主査(山岳環境) ☎0166-46-5922 FAX 46-5206  
〒079-8610 旭川市永山6条19丁目  
担当区域：富良野芦別道立自然公園（富良野市、南富良野町）  
天塩岳道立自然公園（士別市、下川町）  
朱鞠内道立自然公園（士別市、幌加内町）
- ・留萌振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0164-42-8437 FAX 42-1650  
〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2  
担当区域：暑寒別天売焼尻国定公園（増毛町、羽幌町）  
朱鞠内道立自然公園（羽幌町、遠別町）
- ・宗谷総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0162-33-2922 FAX 33-2631  
〒097-8558 稚内市末広4丁目2番27号  
担当区域：北オホーツク道立自然公園（猿払村、浜頓別町、枝幸町）

・オホーツク総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0152-41-0630 FAX 44-3122

〒093-8585 網走市北7条西3丁目

担当区域：網走国定公園（網走市、北見市、大空町、斜里町、小清水町、佐呂間町、湧別町）

天塩岳道立自然公園（滝上町、西興部村）

斜里岳道立自然公園（斜里町、清里町）

・胆振総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0143-24-9577 FAX 22-5170

〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル

※ 胆振管内に、国定公園及び道立自然公園はありません。

・日高振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0146-22-9254 FAX 22-7516

〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号

担当区域：日高山脈襟裳国定公園（日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町）

・十勝総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0155-26-9028 FAX 22-3746

〒080-8588 帯広市東3条南3丁目

担当区域：日高山脈襟裳国定公園（帯広市、清水町、芽室町、中札内村、大樹町、広尾町）

・釧路総合振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0154-43-9154 FAX 41-2703

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

担当区域：厚岸霧多布昆布森国定公園（釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町）

・根室振興局 環境生活課 自然環境係 ☎0153-23-6823 FAX 23-6215

〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地

担当区域：野付風蓮道立自然公園（根室市、別海町、標津町）

斜里岳道立自然公園（標津町）

※ 北海道では、国定公園や道立自然公園内の行為許可・届出に関する事務を北海道事務決裁規程により出先機関（各（総合）振興局又は北海道博物館）が処理しています。

また、公園事業認可に関する受付窓口も出先機関（各（総合）振興局又は北海道博物館）が担当しています。